

平成27年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲法】

小説家Xは、社会のなかでの息苦しさをテーマとした小説を執筆したいと考えていたが、その素材や設定選択に苦しんでいた。そうしたなか、自分の身近な友人であるYをモデルとして選び、彼女の社会的属性や特徴を小説の中で描いた。具体的には、Yが有名な女優の娘であり、東京都内の私立大学の学生であること（その私大の所在地やキリスト教系であることが作中に描かれ、読者はその大学が具体的にどの大学であるかの見当がつく）、足には大きなあざがあることなどである。この私立大学には制服があったが、その制服のスカートから出るふくらはぎに黒紫色のあざがあり、一見して認識が可能なほど、Yを大きく特徴づけていた。

こうした設定の上で、小説内では、この女性主人公が同性愛者であること、美しい女優の母とは異なり、彼女の容姿は芸能界には向かないようなものであること、それが彼女自身のコンプレックスであることが述べられ、さらに、父親は大物政治家であるが、母とは長い間、不仲にあり別居中であること、兄が新興宗教に入信していることなどが描かれていた。そして、社会の中の息苦しさという小説のテーマに沿わせるため、それらの事柄は激しくセンセーショナルに表現された（例えば、「母と比べて、なんと醜い姿か。その醜さが個性と呼び得るほどであれば、まだ救われる。しかし、彼女は、ただただ平凡に醜く、愚鈍な印象で、母の美しさをより際立たせる存在にすぎないのであった」）。

この小説は、発行部数がかかなりある全国向けの雑誌に掲載された。Yは、雑誌に掲載された小説を読んだところ、これは自分のことが書かれていると感じて、非常に傷つくとともに、何とかしたいと考えた。

【問題】

Yに依頼された弁護士は、Xと雑誌出版社Zに対して、どのような憲法上の権利を主張することができるか（訴訟法上の解答はおこなわなくてよい）。それに対する反論を簡潔に述べた上で、私見も論ぜよ。さらに、Yを救済する手段としては、どのようなものが憲法上妥当か。

【刑 法】

以下の文章を読んで、問に答えよ。

- 1 Aは、Xの息子Yを装って、会社の預かり金を紛失したなどとXに虚偽の電話をして金員を巻き上げようと考え、高齢のXに対し、「親父、会社の金200万円をバックに入れて運んでいる途中で、うっかりバックから目を離した隙に誰かに盗まれた。今日中に持って行かないと会社をクビになる。」などと虚偽の事実を述べた。すると、Xが真に受けてしまった様子なので、Aは脈ありと見て、「これから言う場所に俺の代わりにBという男を行かせるから、何とか200万円をもって来てくれないか。」と金員の交付を求めたところ、Xはすっかり息子Yからの電話と思い込み、了解してしまった。Aは、自ら指定場所に赴いてBを名乗って金を受け取ろうとしたが、途中で渋滞に巻き込まれ指定時間に間に合わなくなりそうであった。そこで、Aは、舎弟Cに電話して、「今Xを騙して金を持って来させているところだが、渋滞に巻き込まれて指定場所に行けない。代わりに行ってXにBだと名乗って金を受け取れ。報酬は20万円だ。」と金員の受取方を指示した。Cは、Aが見ず知らずのXを騙していることを認識したが、ちょうど遊ぶ金に困っていたところであり、Aによれば、XはAの指示通りに200万円を持参してくるはずだとのことなので、Xの騙された状態を利用して金を受け取るだけで報酬が手に入る楽な仕事だと思い、引き受けることにした。Cが指定場所に赴くと、手提げ鞆を持った高齢のXを見つけたので、「Yさんの使いで来たBです。」と名乗ったところ、Xが慌てた様子で、「息子に言われたとおりの200万円用意しました。早く息子に届けて下さい。」と述べて200万円の入った手提げ鞆を渡してきた。Cはそれを受け取ってAの下に運び、報酬20万円を受領した。
- 2 Cは、小遣い稼ぎができる調子になり、Aのまねをしようと計画をたて出した。そのことを聞きつけたAは、格闘技経験があり腕っ節の強い舎弟Dに対して、「Cを見つけたら、話を付けるから俺のところに連れてこい。絶対に手は出さなよ。」と指示した。DがCを見つけ、「Aが呼んでいるので一緒に来い。」と言ったところ、Cが拒んだため、Dは頭に来て、無理矢理にでも連れて行こうとして、顔面などを殴打した。C(25歳、173センチメートル、60 kilogramsのやせ形)は、屈強のD(30歳、185センチメートル、100 kilogramsでがっしりした体型)に殴られたため、身の危険を感じた。Cは、懐中に潜ませていたバタフライナイフで少し傷つければDがひるんで逃げる隙ができると思い、近づいてきたDの腹部をいきなり刺したところ、意外にも腹部に深く刺さってしまった。Dは、命は取り留めたものの、全治2ヶ月の大けがを負った。

A、Cの罪責を論ぜよ。なお、銃砲刀剣類所持等取締法などの特別法違反については論じる必要はない。